

整理番号	消防－法不－52
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の譲渡、譲受の許可取消
概要	市長は、火薬類の譲渡又は譲受の許可を受けた者が、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、引渡し前に限り、当該許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・火薬類取締法第17条第3項 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記許可を取り消すかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	